

令和8年5月21日

金 沢 地 方 気 象 台

**「令和6年能登半島地震」に伴う
高潮警報・注意報発表基準の暫定基準による運用の解除について**

令和6年1月1日16時10分頃の石川県能登地方の地震による海岸堤防等の被害や地盤変動等を考慮し七尾市と能登町で高潮警報・注意報の発表基準を引き下げて運用してきました。令和8年5月28日（木）13時（予備日令和8年6月4日13時）より暫定運用を解除します。

金沢地方気象台では、標記の地震の影響を考慮し、令和6年7月4日より七尾市と能登町において、高潮警報・注意報の発表基準を通常より引き下げた暫定基準（通常基準より20cm引き下げた）を設けて運用してきました。

令和8年5月28日より、新たな防災気象情報の提供を開始することに伴い、高潮の基準について、海岸堤防等の最新の整備状況を踏まえた基準値を新たに設定することから、同日13時より暫定基準による運用を解除します。

【暫定基準の運用を解除する市町】

七尾市、能登町

※新たな防災気象情報の運用開始について

https://www.jma.go.jp/jma/press/2604/14b/20260414_taikeiseiri.html

問合せ先：金沢地方気象台

担当 山本 川本

電話 076-260-1462